

平成31年2月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成31年2月8日

場 所 六戸町役場2階大会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階大会議室
- 2 開会日時 平成31年2月8日(金)午後4時00分
- 3 閉会日時 平成31年2月8日(金)午後4時50分
- 4 出席委員(15名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
5番 金 沢 幸 弘 委員	6番 木 村 喜 和 委員
7番 古 里 厚 子 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	12番 附 田 京 子 委員
13番 沖 澤 勝 委員	14番 渡 辺 耕 一 委員
15番 金 淵 盛 一 委員	
- 5 欠席委員(0名)
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第31号 六戸町農用地利用集積計画(案)について  
議案第32号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について  
議案第33号 平成31年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について
- 7 会議録署名委員  
2番 齋 藤 正 委員                      3番 新 山 秀 男 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局長 高 橋 宏 典                      事務局次長 佐 藤 一 也  
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記  
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成31年1月28日告示招集いたしました平成31年2月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成31年1月28日告示招集されました平成31年2月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
2番 斎藤 正 委員、3番 新山 秀男 委員を指名します。  
参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 30 号  
で、1 番 田中 誠 委員、12 番 附田 京子 委員、議案第 32 号で、10 番 四  
木 俊一 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第 39 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 39 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明い  
たします。  
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 39 号を報告済みといたします。

次に報告第 40 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 40 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いた  
します。  
農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第40号を報告済みといたします。

次に、議案第30号を上程する前に、1番 田中 誠 委員、12番 附田 京子 委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。

(田中委員、附田委員退室)

議案第30号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

8番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。

小野寺委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第30号は承認することに決定いたしました。

議案第30号の審議が終了しましたので、1番 田中 誠 委員、12番 附田 京子 委員の入室を求めます。

(田中委員、附田委員入室)

次に、議案第31号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第31号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第31号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第32号を上程する前に、10番 四木 俊一 委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。

(四木委員退室)

議案第32号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第32号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」  
贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第

1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認することを求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第32号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

議案第32号の審議が終了しましたので、10番 四木 俊一 委員の入室を求めます。  
(四木委員入室)

次に、議案第33号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第33号「平成31年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃貸借料情報について」  
平成31年度農作業労働賃金等標準額及び農地賃借料情報について、別紙のとおり決定し公表するので承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

2番 農作業労働賃金が一日実働8時間で6,000円と記載がありますが、青森県の最低賃  
斎藤委員 金は762円なので、8時間労働だと6,096円となります。96円足りないのでは  
ないでしょうか。

川村主査 8時間労働とは、休憩時間も含み、またおやつ等の金額も加味して、一日6,000円という内容となっています。実働と記載があるのが表記としては正しくないので、実働という記載は削除して、休憩を含む8時間と記載を改めます。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第33号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会2月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時50分 】